

相続人が知らない父の養子

依頼者Aさんが、相続手続のために支援センターを訪れました。弟のBさんと妹のCさんが相次いで亡くなったことによる、それぞれの方の財産の名義変更の依頼でした。実は、弟のBさんが亡くなった際に、妹のCさんがBさんの生命保険の手続きをしようと思ったところ、保険会社から「まだご兄弟がおられるようですよ」と言われ、確かめたところ、古い戸籍に父上が戦前、父の兄の子供の甲さんを養子に迎えていたという事実が発見されたのです。どうしたらよいか迷っているうちに、調査をしていたCさんが亡くなったそうです。結局、BさんとCさんの相続手続きを、Aさんが行うことになったのです。しかし、やはり戸籍をどう追いかけていけばよいかわからず、迷っていたところ、相続手続支援センターに行きついて、業務を依頼することになりました。相続人調査によって、戸籍を順番に取得したところ、養子になっていた甲さんは、Cさんが亡くなった後に間もなく亡くなっていることがわかりました。甲さんのご自宅は北海道にあった上、また甲さんの子供さんは6人おり、3人は北海道、他の3人は関東にいることがわかりました。そこで、Aさんは、それぞれの子供さんへ、相続人関係図と財産

内容を一覧表にして、相続手続きの必要性を訴えつつ、「手続きに困っているので何卒ご協力をお願いします」という手紙を送ったのです。最初は、何かのサギかと怪しまれていましたが、オープンな財産内容の公開、そして遺産分割をきちんとやりたいという依頼者Aさんの真面目な人柄から、「法定相続分どおり遺産分割をする」という相続人全員の合意を得ることができたのです。分割内容は、Bさん・Cさんの遺産につき、不動産はAさんが取得し、甲さんのお子さん達には法定相続分相当の代償金を配分するものとなりました。その後、その甲さんのお子さん2人とAさんは直接会って会食する機会を得ることができました。Aさんは、亡くなった弟のBさん・妹のCさんの写真を、また、甲さんのお子さん達は生前の甲さんの写真を持ち寄って楽しくお話をされたそうです。2年後Aさんが脳梗塞で亡くなった後、Aさんのご自宅を訪問する甲さんのお子さん達の姿がありました。

顧問税理士
山家一洋



●お問い合わせ先

相続手続支援センター神奈川

クナシハ ムヨオ
フリーダイヤル 0120-978-640